

山林買収の現状と課題（資料の追加と修正）

資料 3 目次

I 山林買収の現状等	……	1
II 福井県の森林と水資源の概要	……	4
III 山林売買等に係る現行法による規制状況	……	11
IV 国の法整備に関する取組状況	……	13
V 外国資本等による山林買収への各県の対応状況	……	16
VI 外国資本等による山林買収への本県の対応状況	……	18
VII ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱骨子	……	19

Ⅰ 山林買収の現状等

1 山林買収の現状

(1) 背景

平成22年6月、北海道倶知安町の山林が中国系企業によって買収されていたことが判明するなど、全国各地で外国資本等による森林買収が増加していることが明らかになってきた。

外国資本等が日本国内の山林を買収する背景には、長引く木材価格の低迷等により林業採算性が悪化し所有者の森林に対する関心が希薄になっていること、戦後に植林された立木が40～50年経過し収穫期に入ってきており、資源量に比べ土地が安価なこと、今後の世界的な水資源問題を見越したビジネスとしての水源林の購入、世界でも類を見ない強い土地所有権、さらに地下水の取水制限がないなどが考えられるが、その目的は明らかでない。

諸外国では外国資本等による土地所有を制限する国が多い中、日本には土地所有に関する規制がなく、誰でも自由に購入できる仕組みとなっていることや山林を手放したい所有者がいることなどが要因としてあげられる。

※外国資本等（「外国為替及び外国貿易法」における「外国投資家」に準じた定義）

- ・ 外国人（非居住者である個人）
- ・ 外国企業（外国法令に基づいて設立された法人または外国に主たる事務所を有する法人）
- ・ 国内法人のうち、外国企業等の出資比率が50%以上、または外国人の役員が過半数を占める法人
- ・ 外国企業等が資金調達の過半の融資を行うなど、外国企業等によって実質的に支配されている法人

(2) 県外の山林買収の現状

林野庁が平成24年5月に公表した調査結果によれば、7道県で60件、約786haの山林が外国資本等によって買収されており、その内北海道が721haと最も多く、その購入者は中国（香港）系と英領ヴァージン諸島の企業によるものが多い。

(林野庁・国土交通省調査 H24.5.11公表)

所在	譲受人の国名	面積(ha)	利用目的
北海道倶知安町 他11市町村	中国(香港) 他11カ国	720.7	資産保有、 転売等目的 他
山形県米沢市	シンガポール	10	資産保有
群馬県嬭恋村	シンガポール	44	資産保有
神奈川県箱根市	英領ヴァージン諸島、中国(香港)	1.5	別荘(自用・賃借)
長野県軽井沢町	英領ヴァージン諸島	3	別荘造成地
兵庫県神戸市	アメリカ	2	現況利用
沖縄県今帰仁村	中国	5	住宅(販売)
計	60件	786.2	

(3) 県内の山林買収の現状

県内での外国資本等による森林買収事例の情報は報告されていない。

(4) 県内の国土利用計画法に基づく土地取引届出件数・面積 ~~(地目：山林のみ)~~

1) 利用目的別の件数・面積

利用区分	平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平 均	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
林 業	2 件	3.8 ha	2 件	6.4 ha	2 件	6.4 ha	2 件	5.5 ha
資産保有	4 件	8.8 ha	2 件	3.4 ha	9 件	11.3 ha	5 件	7.8 ha
その他	0 件	0 ha	0 件	0 ha	1 件	6.7 ha	0 件	2.3 ha
計	6 件	12.6 ha	4 件	9.8 ha	12 件	24.4 ha	7 件	15.6 ha

2) 法人・個人別の件数・面積

利用区分	平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平 均	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
法人→法人	0 件	0 ha	1 件	2.0 ha	4 件	9.1 ha	2 件	3.7 ha
法人→個人	1 件	2.3 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0.8 ha
個人→法人	1 件	1.6 ha	0 件	0 ha	1 件	0.5 ha	1 件	0.7 ha
個人→個人	4 件	8.7 ha	3 件	7.8 ha	7 件	14.8 ha	4 件	10.4 ha
計	6 件	12.6 ha	4 件	9.8 ha	12 件	24.4 ha	7 件	15.6 ha

3) 県内・県外別の件数・面積

利用区分	平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平 均	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
県内→県内	6 件	12.6 ha	4 件	9.8 ha	12 件	24.4 ha	7 件	15.6 ha
県外→県内	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha
県内→県外	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha
県外→県外	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha	0 件	0 ha
計	6 件	12.6 ha	4 件	9.8 ha	12 件	24.4 ha	7 件	15.6 ha

(※1) 県土木管理課からの資料を基に作成

(※2) 地目が山林または保安林であるものおよび届出者が申告した土地の現況が山林のものを集計した

(※3) 国土利用計画法による届出が必要な土地取引面積要件

- ① 市街化区域：2,000m²以上
- ② ①を除く都市計画区域：5,000 m²以上
- ③ 都市計画区域以外の区域：10,000 m²以上

2 山林買収により危惧される事項

外国資本等に山林を買収された場合の危惧される事項は、以下のとおりである。

(1) 水資源の過剰取水

民法で「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」とされており、土地使用者が地下水を自由に取水することができるため、地下水が過剰取水された場合、将来的に地下水の枯渇や地盤沈下等の問題が発生する恐れがある。

(2) 森林資源（木材）の無秩序な伐採等による森林荒廃

国内に居所・拠点を有さない者が森林所有者になると、無断伐採や伐採後の再造林を放棄された場合に連絡が取りにくくなるため、植栽の義務を課すことや間伐などの森林施業の指導、勧告が事実上困難となり森林荒廃を招くことが危惧される。

(3) 産業廃棄物の投棄

国内に居所・拠点を有さない者が森林所有者になり不法投棄を行った場合、連絡が取りにくくなるため、原状回復命令を課すことが事実上困難となる。また行政代執行を行った場合も費用回収できないことが危惧される。

(4) 安価な土地の購入、リゾート開発（資産保有）

資産目的で所有した場合、無秩序な伐採や、無計画な乱開発につながる恐れがある。

(5) 税の徴収

国内に居所・拠点を有さない者が森林所有者になると、連絡が取りにくくなるため、固定資産税の徴収などに支障をきたす恐れがある。

(6) 境界の確定

林地については、ほとんどが地籍未確定であるため、境界確定のために遠く外国に住む当事者の呼び出しなどが事実上困難となり、土地境界の確定などに支障をきたす恐れがある。

Ⅱ 福井県の森林と水資源の概要

福井県の森林等の資源構成は以下のとおりである。

1 土地利用の概況

本県は、森林が県土面積の約 75%を占めており、次いで農用地、宅地、水面・河川・水路、道路の順になっている。

区 分	面 積	構 成 比
農用地	41,238 ha	9.8 %
森 林	312,356 ha	74.5 %
原 野	23 ha	0.0 %
水面・河川・水路	14,519 ha	3.5 %
道 路	13,711 ha	3.3 %
宅 地	18,368 ha	4.4 %
その他	18,744 ha	4.5 %
計	418,959 ha	100.0 %

出典：福井県土木管理課資料「土地利用現況把握調査」（平成 21 年 10 月 1 日現在）

2 森林の概況

森林は、国土の保全、生態系の保全、地球温暖化の防止など様々な働きを持っている。とりわけ、水源地域の森林は、水資源の貯留、水質の浄化などの水源かん養機能を有しており、安全で良質な水を安定的に供給する重要な役割を果たしている。

(1) 森林の状況

福井県の森林面積は約 312 千 ha であり、その内保安林は約 45%である。

1) 森林面積

森林面積 (構成比)	312,310ha (100%)	全 体	
		うち国有林	うち民有林
		39,207 ha (13%)	273,103 ha (87%)

出典：福井県森づくり課「森林簿」（平成 23 年 3 月 31 日現在）

2) 保安林面積

保安林面積 (森林に占める割合)	141,906 ha (45%)	全 体	
		うち国有林	うち民有林
		37,549 ha (96%)	104,357 ha (38%)

うち水源かん養保安林 (保安林に占める割合)	127,210 ha (90%)	全 体	
		うち国有林	うち民有林
		36,860 ha (98%)	90,350 ha (87%)

出典：福井県森づくり課資料（平成 22 年 3 月 31 日現在）

3) 民有林での人工林・天然林の内訳

民有林面積 (構成比)	273,103ha (100%)	全 体		
		うち人工林	うち天然林	うちその他
		117,502 ha (43%)	148,910 ha (55%)	6,691 ha (2%)

出典：福井県森づくり課資料「森林簿」(平成23年3月31日現在)

4) 民有林での森林所有形態別森林面積

民有林面積 (構成比)	273,103ha (100%)	全 体		
		うち個人所有林	うち企業所有林	その他(※1)
		152,786 ha (56%)	14,033 ha (5%)	106,284 ha (39%)

出典：福井県森づくり課資料「森林簿」(平成23年3月31日現在)

(※1) その他とは、県有、市町有、生産森林組合有、学校有、社寺有等である。

5) 民有林での所有規模別森林面積と所有者数

① 所有規模別森林面積

民有林面積 (構成比)	273,103ha (100%)	全 体				
		1ha 未満	1ha 以上 5ha 未満	5ha 以上 10ha 未満	10ha 以上 30ha 未満	30ha 以上
		12,634ha (5%)	47,532ha (17%)	35,414ha (13%)	59,433ha (22%)	118,090ha (43%)

出典：福井県森づくり課資料「森林簿」(平成23年3月31日現在)

② 所有規模別所有者数

所有者数 (構成比)	69,252 人 (100%)	全 体				
		1ha 未満	1ha 以上 5ha 未満	5ha 以上 10ha 未満	10ha 以上 30ha 未満	30ha 以上
		38,885 人 (56%)	20,630 人 (30%)	5,034 人 (7%)	3,654 人 (5%)	1,049 人 (2%)

出典：福井県森づくり課資料「森林簿」(平成23年3月31日現在)

(2) 民有林における不在村森林所有者の状況

森林の所在地と異なる市町に居住する不在村森林所有者の保有する森林面積は、民有林の約2割を占めている。

今後、森林所有者の高齢化等に伴い不在村森林所有者が増加することにより、森林の管理が行き届かなくなることが懸念される。

不在村森林所有者のうち、県内に居住する者と県外に居住する者を比較すると、県内不在村者が9%、県外不在村者が9%と同程度である。

また、面積で比較すると、県内不在村者が9%、県外不在村者が15%と県外不在村者の保有する面積の方が大きくなっている。

市町村	所有者数						面積									
	在村所有者		不在村森林所有者			計 E=A+D	不在村者率		在村所有者		不在村森林所有者			計 E=A+D	不在村者率	
							県内	県外							県内	県外
	市町内 A	市町外 B	県外 C	計 D=B+C	B÷E (%)	C÷E (%)	市町内 A	県内 B	県外 C	計 D=B+C	B÷E (%)	C÷E (%)				
福井市	12,234人	1,675人	1,051人	2,726人	14,960人	11%	7%	26,795ha	3,425ha	1,621ha	5,045ha	31,840ha	11%	5%		
永平寺町	2,033人	350人	225人	575人	2,608人	13%	9%	5,917ha	582ha	358ha	940ha	6,857ha	8%	5%		
あわら市	2,048人	229人	208人	437人	2,485人	9%	8%	3,975ha	219ha	209ha	428ha	4,404ha	5%	5%		
坂井市	2,040人	242人	197人	439人	2,479人	10%	8%	6,740ha	459ha	126ha	585ha	7,325ha	6%	2%		
大野市	3,433人	465人	1,478人	1,943人	5,376人	9%	27%	25,016ha	4,061ha	26,091ha	30,152ha	55,168ha	7%	47%		
勝山市	3,423人	351人	363人	714人	4,137人	8%	9%	15,672ha	1,115ha	1,407ha	2,522ha	18,194ha	6%	8%		
越前市	5,296人	412人	250人	662人	5,958人	7%	4%	12,785ha	698ha	681ha	1,379ha	14,164ha	5%	5%		
鯖江市	2,626人	222人	166人	388人	3,014人	7%	6%	2,832ha	153ha	147ha	301ha	3,133ha	5%	5%		
池田町	1,450人	553人	222人	775人	2,225人	25%	10%	9,720ha	4,228ha	1,685ha	5,913ha	15,633ha	27%	11%		
南越前町	2,982人	724人	421人	1,145人	4,127人	18%	10%	18,591ha	4,283ha	2,058ha	6,341ha	24,932ha	17%	8%		
越前町	4,207人	771人	500人	1,271人	5,478人	14%	9%	8,954ha	1,822ha	591ha	2,414ha	11,368ha	16%	5%		
敦賀市	2,707人	80人	220人	300人	3,007人	3%	7%	13,658ha	260ha	1,216ha	1,476ha	15,134ha	2%	8%		
美浜町	1,511人	73人	102人	175人	1,686人	4%	6%	12,269ha	160ha	135ha	295ha	12,564ha	1%	1%		
小浜市	3,639人	127人	257人	384人	4,023人	3%	6%	16,925ha	686ha	749ha	1,435ha	18,360ha	4%	4%		
高浜町	1,593人	31人	207人	238人	1,831人	2%	11%	4,736ha	127ha	472ha	599ha	5,335ha	2%	9%		
おおい町	1,952人	172人	307人	479人	2,431人	7%	13%	12,204ha	1,699ha	3,370ha	5,069ha	17,273ha	10%	20%		
若狭町	3,676人	224人	258人	482人	4,158人	5%	6%	10,353ha	574ha	491ha	1,065ha	11,418ha	5%	4%		
県計	56,850人	6,047人	6,355人	12,402人	69,252人	9%	9%	207,143ha	24,534ha	41,426ha	65,960ha	273,103ha	9%	15%		

出典：福井県森づくり課資料「森林簿」（平成23年3月31日現在）

(※1) 計が一致しないのは四捨五入による

(※2) 所有者数については、複数市町の山林を所有している者がいることから計は一致しない

(3) 森林の多面的機能の評価額

森林の多面的機能をそれぞれの機能別に貨幣換算すると、本県の評価額の合計は年間約1兆1千億円で、県民一人ひとりが年間約130万円の恩恵を受けている。

機能の種類		評価額 (億円/年)		備考
		全 国	福 井 県	
地球環境保全 地球温暖化の緩和	二酸化炭素 吸収機能	12,391	154	〈森林による二酸化炭素吸収量〉 森林による二酸化炭素吸収量を二酸化炭素回収コストで代替した額
	化石燃料 代替機能	2,261	20	〈木造住宅の建築による化石燃料代替効果〉 木造住宅が全てRC造、鉄骨プレハブで建設された場合に増加する炭素放出量を二酸化炭素回収コストで代替した額
土砂災害防止 土壌保全機能	表面侵食 防止機能	282,565	3,504	〈森林により抑止されている侵食土砂量〉 森林による土砂の侵食防止量を砂防堰堤の建設費用で代替した額
	表層崩壊 防止機能	84,421	1,047	〈森林により軽減されている崩壊面積〉 森林による地表の崩壊軽減推定面積を山腹工事費で代替した額
水源かん養機能	洪水緩和 機能	64,686	678	〈森林により軽減されている洪水流量〉 森林による洪水流量調節量を治水ダムの減価償却費および年間維持費で代替した額
	水資源貯留 機能	87,407	2,331	〈森林土壌による流域貯留量〉 森林土壌の貯留水量を利水ダムの減価償却費および年間維持費で代替した額
	水質浄化 機能	146,361	2,782	〈森林による水質浄化機能〉 水資源貯留機能による森林の貯留水量を水道料金と雨水利用施設の減価償却費および年間維持費で代替した額
保健・レクリエーション 機能	保健休養 機能	22,546	280	〈森林の保養効果〉 自然風景を観光することを目的とした旅行費用から算定した額
計		702,638	10,795	

全国値：日本学術会議（平成13年11月）

福井県値：全国の評価額を参考に試算

3 水資源の概況

水は生命の源であるとともに、安全・安心な暮らしを確保するために不可欠であり、また、農業をはじめとした本県の産業を支える重要な公共資源といえる。

水は限りある貴重な資源であり、この貴重な水資源を安定的に確保するために、ダムやため池などの用水施設が重要な役割を担っている。

(1) 用水施設と現況

1) ダムの現況

ダムは、「治水」としての洪水調節、「利水」においては水道、工業用水等の供給、また発電などを目的とした機能を有している。

県内ダムは22施設で、流域面積は約704km²（計画中含む）となっている。

このうち、特に私たちが生活していく上で重要な生活用水を確保・供給するダムが7施設で流域面積は約66km²となっており、その大半を森林が占めている。

県内のダムの状況

区分	地域	ダム名	利用目的	流域面積	総貯水容積
生活用水を供給するダム	福井 坂井	永平寺	洪水調節、上水道	3.10km ²	770千m ³
		龍ヶ鼻	洪水調節、上水道など	31.10km ²	10,200千m ³
		鳴鹿大堰(※2)	洪水調節、上水道	1,181.80km ²	667千m ³
	奥越	浄土寺川	消流雪用水、上水道	7.70km ²	2,160千m ³
	南越	榊谷	洪水調節、上水道	10.16km ²	25,000千m ³
	嶺南	大津呂	洪水調節、上水道	1.58km ²	485千m ³
		河内川	洪水調節、上水道など	12.50km ²	8,000千m ³
小計①				66.14km²	46,615千m³
その他のダム	福井 坂井	武周ヶ池	発電	9.00km ²	2,261千m ³
		滝波	洪水調節、発電	7.54km ²	577千m ³
	奥越	仏原	発電	327.65km ²	4,100千m ³
		(九頭竜)	洪水調節、発電	(158.43km ²)	353,000千m ³
		(鷲)	発電	(6.33km ²)	9,650千m ³
		(山原)	発電	(25.70km ²)	900千m ³
		(石徹白)	発電	(85.61km ²)	917千m ³
		真名川	洪水調節、利水、発電	129.28km ²	115,000千m ³
		(笹生川※3)	洪水調節、利水、発電	(20.24km ²)	58,806千m ³
	(雲川)	発電	(15.35km ²)	1,490千m ³	
	小原	発電	26.54km ²	152千m ³	
	南越	吉野瀬川	洪水調節、利水	24.00km ²	7,800千m ³
		総ヶ谷	灌漑	1.00km ²	230千m ³
		足羽川	洪水調節	100.48km ²	28,700千m ³
		広野	洪水調節、利水、発電	12.73km ²	11,300千m ³
小計②				638.22km²	594,883千m³
県全体 (①+②)				704.36km²	641,498千m³

出典：福井県河川課資料

(※1) 流域面積は国有林を除く。

(※2) 鳴鹿大堰は九頭竜川から直接給水しており、流域面積には宅地などの平地も含むため、小計から除外している。

(※3) 笹生川ダムについては、福井市が水道源確保のため水利権を取得しているが、現段階で上水を供給していないため、「生活用水を供給するダム」には含めず、「その他のダム」に区分している。

(※4) 上表の()は、上記ダムの流域面積に含む。

(※5) 上表の地域について、福井は福井市、永平寺町を、坂井はあわら市、坂井市を、奥越は勝山市、大野市を、南越は越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町を、嶺南は敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町を示す。

2) ため池の現況

県内には 874 箇所のため池があり、農業用水源として用水の不安定な地域の重要な施設となっており、その貯水量は 4,627 千 m^3 である。

地域	ため池数	貯水量	受益面積
福井・坂井	397	1,699 千 m^3	1,378 ha
奥越	55	212 千 m^3	751 ha
南越	320	1,564 千 m^3	1,549 ha
嶺南	102	1,152 千 m^3	1,245 ha
県全体	874	4,627 千 m^3	4,923 ha

出典：福井県農村振興課資料（H22 年 3 月 31 日現在）

3) 簡易水道施設の現況

県内には 155 箇所の簡易水道施設があり、その給水量は 10,596 千 m^3 /年で約 81 千人に水を供給している。

地域	施設数	給水量	給水人口
福井・坂井	37	2,279 千 m^3 /年	15,667 人
奥越	44	989 千 m^3 /年	11,414 人
南越	25	3,616 千 m^3 /年	25,472 人
嶺南	49	3,712 千 m^3 /年	28,218 人
県全体	155	10,596 千 m^3 /年	80,771 人

出典：福井県医薬食品課資料（H22 年 3 月 31 日現在）

(2) 水資源の賦存量および用途区分

本県の水資源賦存量(※1)は平均(※2)で 64 億 m^3 /年、渇水年(※3) 48 億 m^3 /年と推定される。

出典：国土交通省水管理・国土保全局水資源部「平成 23 年版日本の水資源」

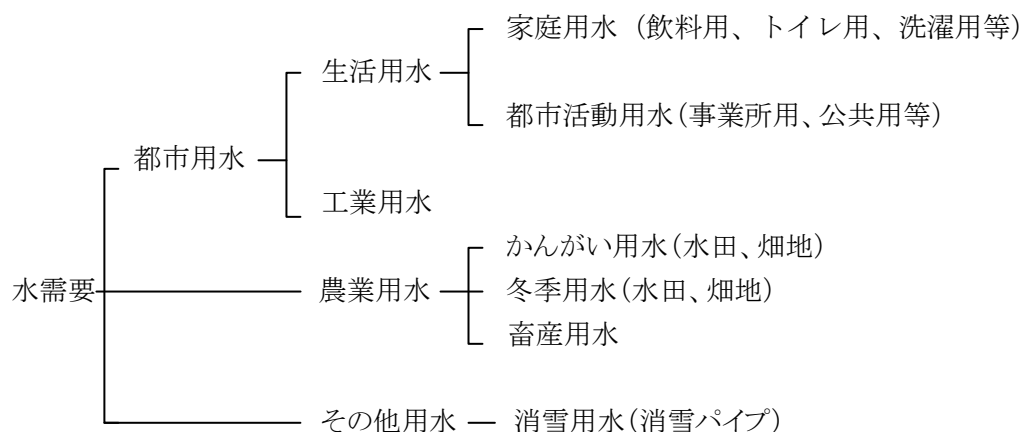
(※1) 水資源賦存量：降水量から蒸発散によって失われる水量を引いたものに面積を乗じた値

(※2) 平均：昭和 51 年～平成 17 年の平均値

(※3) 渇水年：昭和 51 年～平成 17 年において降水量が少ない方から数えて 3 番目の年

1) 水需要の用途区分

水需要の用水区分は以下のとおりである。



2) 水資源賦存量に対する水利用の割合

本県の平成 19 年の水利用（消雪用水を除く）は 10.75 億 m^3 /年で、水資源賦存量（渇水年）に対して約 22%の利用率となっている。

出典：国土交通省水管理・国土保全局水資源部「平成 22 年版日本の水資源」

区 分	利用量
生活用水	1.04 億 m^3 /年
工業用水	1.44 億 m^3 /年
農業用水	8.27 億 m^3 /年
県 全 体	10.75 億 m^3 /年

3) 水利用に占める地下水の割合

本県の平成 19 年の地下水利用量（消雪用水を除く）は 2.19 億 m^3 /年で、生活用水に占める地下水の割合は 62.9%、工業用水に占める地下水の割合は 76.2%と、全国平均を上回っている。

	生活用水	工業用水
福井県	62.9%	76.2%
全国平均	21.7%	28.4%

出典：国土交通省水管理・国土保全局水資源部「平成 22 年版日本の水資源」

Ⅲ 山林売買等に係る現行法による規制状況

1 現行法による山林売買・開発等に係る規制内容

(1) 土地取得規制

国土利用計画法——原則 1 ha 以上(※1)の売買は事後届出

森 林 法——新たに土地所有者となった者は事後届出 (H24.4.1 施行)

(※1) 市街化区域：2,000m²以上、市街化区域を除く都市計画区域：5,000m²以上

土地計画区域以外の区域：10,000m²以上

(2) 開発規制

森 林 法——保安林については、原則として転用解除を認めず
保安林以外で 1 ha を超える開発を行う場合は許可

福井県林地開発行為指導要綱——1 ha 以下の開発を行う場合は届出

自然公園法・——工作物の新築や増改築、木竹の伐採等の許可 (届出)

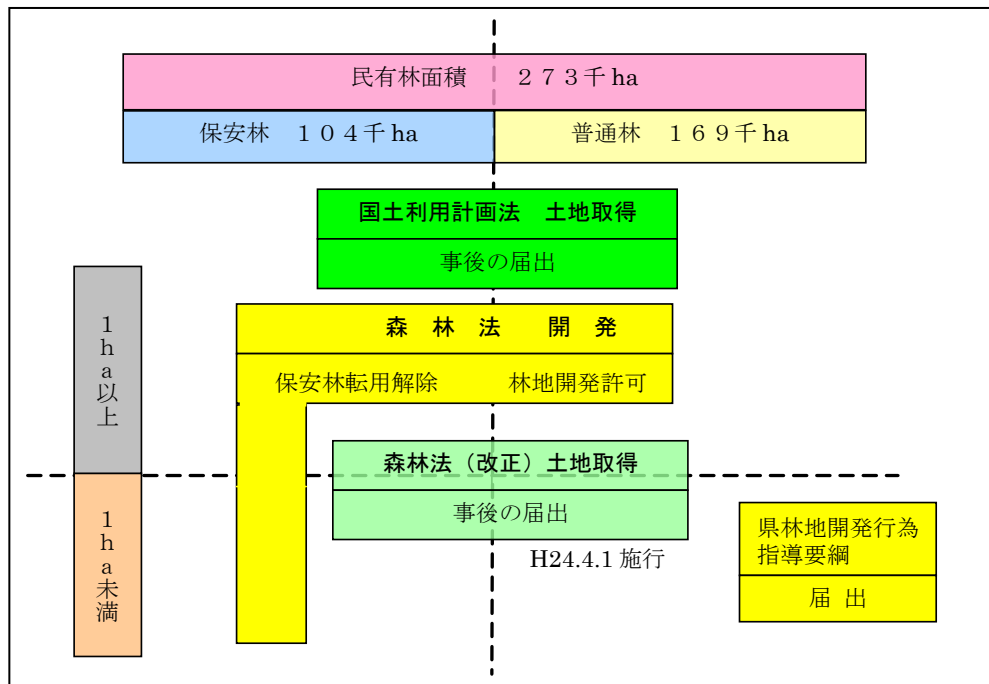
自然環境保全法

(3) 地下水等の取水規制

県公害防止条例——揚水機の吐出口断面 19.6 cm² (直径 5 cm) 以上で地下水を採取する場合は事前届出

河 川 法——1 級河川、2 級河川の流水を占用しようとする者は河川管理者の許可

(4) 規制内容のイメージ



○土地取得（許可等） ○土地取得（事後届出） ○開 発（許可等） ○地下水の取水（届出）

区分	保安林	普通林
1ha以上	×	×
1ha未満	×	×

区分	保安林	普通林
1ha以上	○	○
1ha未満	○	○

区分	保安林	普通林
1ha以上	○	○
1ha未満	○	△

区分	保安林	普通林
1ha以上	△	△
1ha未満	△	△

凡例	○・・・規制有り	△・・・一部規制有り	×・・・規制無し
----	----------	------------	----------

2 山林売買等に係る現行法の課題

(1) 山林売買の規制

森林の場合、農地のような売買規制が無く、所有権の移転の際、第三者のチェックが事前に入ることではない。

(2) 土地所有権の移転

国土利用計画法による原則1ha以上の売買および森林法（H24.4.1施行）による新たな土地所有者となった者の事後届出制はあるものの、行政が事前に土地取引の情報を入手できず、助言や指導がないまま取引されている。

(3) 強い土地所有権

日本の土地は諸外国と異なり土地所有者に極めて強い所有権を認めている。

(4) 外国資本等の規制

外国人土地法が機能せず、外国資本等が日本の土地を自由に購入することができる。

IV 国の法整備に関する取組状況

外国資本等による山林買収に係る国の法整備等の検討状況は、以下のとおりである。

1 森林法の改正（H24. 4. 1 施行）

- 森林所有の事後届出を義務化
- 関係市町長等に森林所有者情報を求めることができることを規定

－ 抜粋 －

（新たに森林の土地の所有者となった旨の届出等）

第10条の7の2 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。

ただし、国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

（森林所有者等に関する情報の利用等）

第191条の2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県の知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

2 地下水の利用規制に関する緊急措置法案（継続審議中）

- 自民党有志議員「日本の水源林を守る議員勉強会」が中心となり議員立法を目指す
- 地下水の利用規制が必要な地域指定
- 地下水採取に対する禁止、制限等

－ 抜粋 －

（目的）

第1条 この法律は、地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急の措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制を行うこと等について定め、もって国民生活の安定及び公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(地下水利用規制地域の指定等)

第3条 国土交通大臣は、地下水の水源の保全又は湧水若しくはこれに準ずる事態における地下水の公共的利用のために井戸を利用して地下水を採取している者による地下水の利用を規制する必要があるが生じており、又は生ずる蓋然性があると認められる地域を地下水利用規制地域として指定することができる。

(地下水の採取の禁止等)

第6条 国土交通大臣は、地下水利用規制地域における地下水の水源の保全を図るため特に必要があると認めるときは、対象採取者に対し、対象井戸による地下水の採取を禁止し、又は制限することができる。

3 水循環基本法案（仮称）骨子素案（今[第180回]通常国会提出予定）

- 超党派の議員連盟で議員立法として今通常国会提出予定
- 地下水を国民共有の財産と位置づけた理念法
(今後、国や自治体に個々の規制を促すもの)

－ 抜粋 －

(目的)

第1条 この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水環境を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 2 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(水循環基本計画)

第13条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画を定めなければならない。

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

第 14 条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地及び都市施設等の整備等その他必要な施策を講ずるものとする。

(水の適正かつ有効な利用の促進等)

第 15 条 国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適正に講ずるものとする。

V 外国資本等による山林買収への各県の対応状況

外国資本等による山林買収の県外、県内の対応状況は以下のとおりである。

1 外国資本等による山林買収を阻止するための検討

- ・ 12 道県で庁内検討組織を設置
- ・ 3 県で市町村等を交えた検討組織を設置

(H23. 11 月 森づくり課全国調査)

2 法整備等に対する国への要請

- ・ 14 道県議会が国に対して意見書を提出
- ・ 4 県が国に対して法整備の要望書を提出

(H23. 11 月 森づくり課全国調査)

3 条例等の制定

(森づくり課調べ H24. 7 月現在)

都道府県名	条例の内容	議会提出時期
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水資源保全地域を指定し、その地域を含む土地売買契約の3ヶ月前までに知事へ事前報告 ・ 知事は売主に対して助言をすることができ、売主は買主に助言内容を伝達しなければならない ・ 届出義務違反等は、勧告および公表 【水資源保全地域の指定状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・ H24. 5. 9 水資源保全地域に関する基本指針策定 (基本：地表水取水集水区域、地下水取水施設 1km 内) 	<p>H24 年 2 月議会 (H24. 4. 1 施行)</p> <p>事前届出は H24. 10. 1 から施行</p>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源区域を指定し、当該土地売買契約の 30 日前までに知事へ事前届出 ・ 知事は売主に対して助言をすることができ、売主は買主に助言内容を伝達しなければならない ・ 届出義務違反等は、勧告および公表 【水源地域の指定状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大字単位で指定予定 (山林、原野、保安林限定) ・ 現在、市町と協議中 	<p>H24 年 2 月議会 (H24. 4. 1 施行)</p> <p>事前届出は H24. 10. 1 から施行</p>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源地域を指定し、当該土地売買契約の 30 日前までに知事へ事前届出 -(1ha 以上の売買が対象) ・ 知事は売主に対して助言をすることができる。→売主は買主に助言内容を伝達しなければならない ・ 届出義務違反等は、勧告および公表 	<p>H24 年 5 月議会 (H24. 6. 26 施行)</p> <p>事前届出は H24. 10. 1 から施行予定</p>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源上重要な地域を指定し、土地取引について知事へ事前届出 	<p>H25 年 2 月議会予定</p>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源上重要な地域を指定し、土地売買契約前に知事へ事前届出 ・ 地下水取水の規制のあり方について検討 	<p>今後検討</p>

都道府県名	条例の内容	議会提出時期
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源区域を指定し、当該土地売買契約の30日前までに知事へ事前届出 ・届出義務違反等は、勧告および公表 	H24年9月議会予定 (議員提案)
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源区域の土地売買契約前に知事に事前届出 (議員提案) 	今後検討
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源区域の土地売買契約前に知事へ事前届出 	今後検討

4 地方公共団体による水源地等の取得（公有地化）

(1) 都道府県で公有地化を行っている事例

都道府県名	対 象	財 源	公有地化面積
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地 	水源環境保全・再生のための個人住民税	約800ha
東京都(※1) (水道局)	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地 	基金（特別会計）	交渉中（4件）

(※1)特別会計で実施

(2) 市町村が行う公有地化に対し都道府県が補助を行っている事例

都道府県名	対 象	財 源	補助率	公有地化面積
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で指定された水資源保全地域 	一般財源	5%（森林） 1/3（森林以外）	新規事業
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地 ・その他重要な土地 	さいたま緑の トラスト基金	2/3	約55ha
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地 ・その他重要な森林 	徳島県豊かな 森づくり推進基金	70%	市町村 80ha 林業公社 28ha
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地 ・その他重要な森林 	水とみどりの 森づくり税	1/3	約32ha
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地 ・その他重要な森林 	佐賀県 森林環境税	1/2 以内	約235ha
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地 ・その他重要な森林 	宮崎県 森林環境税	1/2 ～1/4	約58ha

(3) その他独自で公有地化を行っている事例

	対 象	財 源	公有地化面積
北海道 七飯町	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地 	一般財源	約4.5ha
徳島県 林業公社	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地 ・その他重要な森林 	寄付金	1,342ha

VI 外国資本等による山林買収への本県の対応状況

日 付	内 容
H22. 11 月	<p>第 1 回「外国資本等による森林買収に関する連絡協議会」（以下、「協議会」という。）開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に山林買収が明らかになってきたことから、市町や関係団体と共通の認識を持ち情報収集等対応するための協議会を設置 ・現状・課題説明、情報収集・報告体制の整備
H23. 3 月	<p>第 2 回協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換
H23. 7 月	<p>第 3 回協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山林売買対策に関する意見交換 <p>第 1 回「ふるさと山林売買監視システムの構築に係るプロジェクトチーム」（以下、「庁内プロジェクトチーム」という。）開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井の山林と水源を守るシステムの構築に向け、県庁内の部局を横断するプロジェクトチームを設置 ・山林売買の現状および規制等の整理 <p>国に「外国資本等による森林買収の規制に関する法整備」に関する要望書を提出</p>
H23. 9 月	<p>第 2 回庁内プロジェクトチーム開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと山林売買監視システムの検討
H24. 2 月	<p>第 4 回協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山林売買対策の方向性検討 <p>第 3 回庁内プロジェクトチーム開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと山林売買監視システムに係る報告案の作成
H24. 3 月	<p>第 5 回協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと山林売買監視システムに係る報告書説明 ・ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱
H24. 4 月	ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱施行
H24. 5 月	ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱に基づく監視区域の設定

ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱 骨子

1 要綱の目的

民有林の土地売買等の情報収集および監視により、適正な土地利用の確保を図り、ふるさと福井の山林と水源を将来にわたって守っていく。

2 土地売買等の相談・情報収集

- ・ 知事は、民有林の土地売買等の相談に応じる。
- ・ 知事は、民有林の土地売買等の情報について、市町や関係団体等から情報の提供を求めることができる。

3 監視区域の設定

知事は、民有林のうち、山林と水源を守るために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域を、関係市町長の意見を踏まえ、監視区域として設定する。

4 土地売買等の資料の提出

知事は、監視区域内で土地売買等をしようとする土地所有者等に対し、資料の提出を求めることができる。

5 助言

- ・ 知事は、土地売買等の資料の提出を受け、山林と水源を守る観点から土地所有者等に対し、助言を行うことができる。
- ・ 助言を受けた者に対し、土地購入予定者へ当該助言内容を伝達するよう求めることができる。

ふるさと山林売買の監視等に関する要綱のスキーム

目的：民有林の土地に関する権利の移転等の情報収集および監視により、適正な土地利用の確保を図り、ふるさと福井の山林と水源を将来にわたって守っていくことを目的とする。

